

## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所における情報システムの適正な利用等 に関する規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の情報化の推進（以下「情報化推進」という。）を図るため、情報システムの適正な利用及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 電子計算機，ソフトウェア，ネットワーク及び記録媒体で構成された法人の基幹的なシステム（財務会計システム，人事給与システム，受付業務システム，図書管理システム，化学薬品管理システム及び企業情報分析システムをいう。）並びにネットワーク管理者が管理するネットワークに接続された電子計算機のことをいう。
- (2) ネットワーク 複数の電子計算機を通信回線で結合し，所定の通信様式に従って情報を送受信するための通信回線網をいう。
- (3) 電子情報 電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）のうち電子計算機で取り扱う記録をいう。
- (4) 入出力帳票 電子計算機処理（京都市個人情報保護条例第2条第3号に規定する電子計算機処理をいう。以下同じ。）を行うための情報が記録された帳票及び電子計算機処理により出力される帳票をいう。
- (5) 情報資産 電子情報，入出力帳票，情報システム並びに情報システムの開発，運用及び保守のための全ての資料をいう。
- (6) 情報セキュリティ 情報資産が次のいずれにも該当する状態（機密を要しない情報資産にあつては，イ及びウのいずれにも該当する状態）をいう。
  - ア 機密が保持されている状態
  - イ 破壊，改ざん，不正な消去その他の事故のない状態
  - ウ 必要があるときに利用することができる状態
- (7) 室等 経営企画室，研究室及び知恵産業融合センターをいう。

#### (職員の責務)

第3条 職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。）は、情報システムを利用するに当たっては、法令を遵守するとともに、情報セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない

い。

## 第2章 情報化推進のための体制

(情報化推進統括責任者)

第4条 法人に、情報化推進統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

- 2 統括責任者は、副理事長をもって充てる。
- 3 統括責任者は、法人の情報化推進に係る責任者として、次に掲げる事務を統括する。
  - (1) 法人の情報化推進に係る計画の企画に関すること。
  - (2) 情報システムの適正な利用に関すること。
  - (3) 情報セキュリティの確保に関すること。

(情報セキュリティ統括者)

第5条 法人に、統括責任者を補佐するため、情報セキュリティ統括者を置く。

- 2 情報セキュリティ統括者は、経営企画室長をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ統括者は、統括責任者の命を受け、次に掲げる事務を掌理する。
  - (1) 情報化推進に係る施策及び意見の調整並びに当該施策の実施に関すること。
  - (2) 情報システムの適正な利用に関すること。
  - (3) 情報セキュリティの確保に関すること。

(ネットワーク管理者等)

第6条 法人に、ネットワーク管理者を置く。

- 2 ネットワーク管理者は、情報化推進に関し専門的な知識経験を有する研究主幹級職員又は課長級職員のうちから統括責任者が指定する。
- 3 ネットワーク管理者は、法人のネットワーク及び基幹的なサーバ（以下「ネットワーク等」という。）の安定的な運用及び管理に努め、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 ネットワーク管理者を補佐し、法人のネットワーク等の運用及び管理に係る作業を行う者としてネットワーク担当者を置くことができる。

(業務システム管理者等)

第7条 情報システムの構築及び運用に係る業務を主管する室等（以下「主管室等」という。）に業務システム管理者を置く。

- 2 業務システム管理者は、主管室等の長が当該主管室等の研究主幹級職員又は課長級職員のうちから指定する。
- 3 業務システム管理者は、主管する情報システムの安定的な運用及び管理に努め、情報セキュ

リティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

- 4 業務システム管理者を補佐し、情報システムの運用及び管理に係る作業を行う者として業務システム担当者を置くことができる。

(情報セキュリティ管理者)

第8条 室等に情報セキュリティ管理者を置く。

- 2 情報セキュリティ管理者は、経営企画室にあつては経営企画課長、知恵産業融合センターにあつては知恵産業推進課長、研究室にあつては第1研究部長、第2研究部長、第3研究部長及び第4研究部長、京都ものづくり協力会・研究会事務局にあつては、京都ものづくり協力会・研究会事務局次長をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ管理者は、主管するネットワーク及びシステムの安定的な運用及び管理に努め、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティを確保するため、これに必要な措置を講じるとともに、所属職員を指導しなければならない。

(情報セキュリティ担当者)

第9条 室等に情報セキュリティ担当者を置く。

- 2 情報セキュリティ担当者は、経営企画室にあつては企画係長、知恵産業融合センターにあつては知恵産業推進係長、研究室にあつては各チームリーダー、京都ものづくり協力会・研究会事務局にあつては、京都ものづくり協力会・研究会事務局主任をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ担当者は、室等における情報セキュリティ対策に関する事務について、情報セキュリティ管理者を補佐する。

### 第3章 情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策基準の策定)

- 第9条 統括責任者は、法人の保有する情報資産を適切に管理し、情報資産の破壊、漏えい、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故（以下「事故」という。）を防止するため、電子情報を保護するための対策その他の情報セキュリティ対策に関する基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という。）を策定しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第10条 ネットワーク管理者、業務システム管理者及び情報セキュリティ管理者（以下「ネットワーク管理者等」という。）は、事故が発生したときは、直ちにその状況を調査するとともに、その事故の内容を情報セキュリティ統括者に報告しなければならない。
- 2 情報セキュリティ統括者は、前項の報告を受けたときは、ネットワーク管理者等に対し、必

- 要な指示をするとともに、軽易な事故を除き、直ちに統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告を受けたときは、情報セキュリティ統括者に対し、事故の再発を防止するために必要な措置を講じるよう指示しなければならない。

(実施状況の監査)

- 第11条 情報セキュリティ統括者は、各室等における情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的に監査をしなければならない。
- 2 情報セキュリティ統括者は、統括責任者に対し、前項の監査の結果を報告しなければならない。

(情報セキュリティ対策基準の見直し)

- 第12条 統括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況、情報通信技術の進歩その他の社会情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、情報セキュリティ対策基準の見直しを行わなければならない。

(情報システムの改変)

- 第13条 統括責任者は、法人の業務の変更に伴い、必要があると認めるときは、情報システムの改変を速やかに行わなければならない。

## 第4章 雑則

(補則)

- 第14条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、副理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。